

---

## 資料編

---

- 1 調布市子ども条例
- 2 調布市子ども・子育て会議条例
- 3 調布市子ども・子育て支援事業計画策定体制及びプロセス
- 4 「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果抜粋
- 5 「調布市児童虐待防止マニュアル」概要
- 6 子ども・子育てに関する各種相談体制

## 資料1 調布市子ども条例 (全文)

平成17年3月23日  
条例第2号

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 人権の尊重（第4条）

第3章 子どもとその家庭への支援（第5条—第12条）

第4章 協働の取組（第13条—第17条）

第5章 計画の推進（第18条・第19条）

第6章 雜則（第20条—第22条）

#### 附則

子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。

子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、喜びや悲しみを共有する家族、友人及び地域の深い愛情に包まれて、社会の一員として大人と共に今を生き、次代を担っている。

私たちの願いは、子どもが、家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるまちをつくることである。

そのために、私たちは、日本国憲法をはじめとして、世界人権宣言、児童の権利に関する条約等が定める人が生まれながらにして持っている基本的人権の保障の精神と理念を尊重する。そのうえで、未来の調布をつくり、平和への願いと国際社会の発展の一翼を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子どもへの支援に取り組んでいかなければならない。

私たちは、子どもが幸福に過ごすことで自立した大人に成長することができることを自覚し、子どもの育ちや子育てを楽しむことができ、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意する。

緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指すことを宣言し、この条例を制定する。

## **第1章 総則**

### **(目的)**

第1条 この条例は、子どもとその家庭への支援の基本理念並びに家庭、学校等、地域、事業主及び市の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが夢を持ちながら、いきいきと育ち、自立することができるまちづくりを推進し、子どもが健やかに育つことを目的とする。

### **(子どもの定義)**

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の市民をいう。

### **(基本理念)**

第3条 子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して取り組むものとする。

## **第2章 人権の尊重**

### **(人権の尊重)**

第4条 大人及び子どもは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つことに努めなければならない。

## **第3章 子どもとその家庭への支援**

### **(子どもの健康の保持増進)**

第5条 市は、子どもの心身の健康の保持増進を図るために、健康診断及び健康教育の充実を図るものとする。

- 2 市は、母子保健に関する総合的な施策を推進するものとする。
- 3 市は、前2項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

### **(保護を要する子ども等への支援)**

第6条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けている子どもの援助その他の支援のための体制を整備するものとする。

- 2 市は、すべての人が、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときに、通告しやすい環境を整備するものとする。
- 3 市は、ひとり親家庭等の支援について、総合的な施策を推進するものとする。
- 4 市は、障害児の支援について、総合的な施策を推進するものとする。
- 5 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

### **(子どもの生活の安全確保)**

第7条 市は、子どもが犯罪の被害に遭うことを防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、飲酒、喫煙、薬物乱用等の危険性を子どもに啓発し、その飲用又は使用を防止す

るための対策を講ずるよう努めるものとする。

- 3 市は、子どもの交通事故を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、子どもがいじめに遭うことを防止するとともに、いじめをしないことの教育について、総合的な施策を推進するものとする。
- 5 市は、犯罪又は災害の被害に遭った子どもとその家庭の救済について、総合的な施策を推進するものとする。
- 6 市は、子どもが犯罪の加害者になることを防止するとともに、加害者となってしまった子どもとその家庭の支援について、総合的な施策を推進するものとする。
- 7 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

#### (子どもにやさしいまちづくりの推進)

- 第8条 市は、子どもが縁あふれる恵まれた自然に囲まれ、安全に安心して過ごすことができ、子どもとその家庭が孤立することのない環境の整備に努め、ぬくもりのあるまちづくりを推進するものとする。
- 2 市は、子どもとその家庭の住環境の整備、子どもが安全に安心して通行することができる道路の整備、施設のバリアフリー化等の子どもとその家庭にやさしいまちづくりを推進するものとする。

#### (子育て家庭への支援)

- 第9条 市は、保護者の多様な就労形態に対応するとともに、積極的な社会参加を支援するため、仕事と子育ての両立を図るための総合的な施策を推進するものとする。
- 2 市は、在宅で子育てをしている家庭に対する支援の充実を図るものとする。
  - 3 市は、保育所、学童クラブ等の子どもの施設への入所等を待機する子どもが生ずることのないよう、積極的にその対策を講ずるものとする。
  - 4 市は、保育の需要を的確に把握し、多様な保育サービスの提供を推進するものとする。

#### (子どもの相談体制の充実)

- 第10条 市は、子どもに関する相談を行う機関及び市民団体等と密接な連携を図り、子どもの健やかな成長及び子育てに関する総合的な相談の体制を構築することにより、子どもとその家庭の救済及び回復並びに特別な教育的配慮を必要とする子どもの支援の充実を図るものとする。

#### (地域の資源の活用)

- 第11条 市及び大人は、地域が子どもの育ち及び人とのふれあいの場であり、人間関係を豊かにする場であることに配慮し、子どもが安心して遊び、活動することができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 市は、地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することができるよう整備することにより、地域における子どもとその家庭への支援の充実を図るものとする。

#### (子どもの社会参加の促進)

- 第12条 市は、子どもが、社会の一員であることを自覚することができるよう社会参加をする機会を拡充し、子どもの意見がまちづくりに反映されるよう努めるものとする。

- 2 市及び大人は、個性を伸ばし、人間性を豊かにする文化的・社会的活動に対し、積極的な支援を行うとともに、子どもがその活動に参加し、体験することができる場を確保するよう努めるものとする。

## 第4章 協働の取組

### (家庭の役割)

第13条 家庭は、子どもが育ち、人格を形成するうえで最も大きな役割を担っていることを自覚し、子どもとのふれあいを大切にするよう努めなければならない。

- 2 家庭は、子どもが、基本的な生活習慣、社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身に付けることができるよう自らが範を示すとともに、豊かな人間性をはぐくむことができるよう努めなければならない。

### (学校等の役割)

第14条 学校等は、集団生活をとおして、社会性、基礎学力、考える力、創造力等を子どもの心身の発達に応じて身に付けることができるようになるとともに、子どもが自ら学び、遊び、夢を持って将来への可能性を開いていくために、家庭、地域及び市と協働して教育を推進するものとする。

- 2 学校等は、積極的に教育活動等の内容を公表し、地域に開かれた体制及び子どもが相談しやすい環境を整えるとともに、人権教育及びいじめの防止に関する教育を推進するものとする。

- 3 学校等は、子どもに対し、家庭を築くこと、子どもを育てるここと等に関する教育、啓発、情報提供等の取組を推進するものとする。

### (地域の役割)

第15条 大人は、子育てを地域全体で取り組まなければならない課題ととらえ、子どもの支援に積極的にかかわり、地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。

- 2 大人は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省み、子どもの模範となるよう努めなければならない。

- 3 大人及び子どもは、体罰を加え、又は暴力を振るってはならない。

- 4 大人は、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の定めるところにより、速やかに通告しなければならない。

### (事業主の役割)

第16条 事業主は、子どもが健やかに育つ環境づくりにおいて大切な役割を担っていることを認識し、その雇用する労働者が子どもとのかかわりを深めることができるように配慮するとともに、学校等又は地域が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければならない。

- 2 子どもを雇用している事業主は、その健康の保持及び成長等に十分に配慮しなければならない。

### (市の役割)

第17条 市は、常に子どもの最善の利益に配慮し、一人一人の子どもの人権及び個性を尊重するとともに、差別、暴力その他の人権侵害から守られるよう、子どもとその家庭への支援に関する施策を推進するものとする。

- 2 市は、家庭、学校等、地域及び事業主における子どもとその家庭への支援について、相互の連携を図り、総合的な調整を行うことにより、協力体制を構築するものとする。
- 3 市は、前項の規定による調整に当たっては、必要に応じて国及び東京都に協力を求めるものとする。

## 第5章 計画の推進

### (行動計画の策定等)

第18条 市は、子どもとその家庭への支援を推進するため、その施策に関する計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、行動計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に反映するよう努めるとともに、その実施に当たっては、市民の理解及び協力を得られるよう努めるものとする。
- 3 市は、行動計画を効果的に推進するため、その評価を行い、必要に応じて改定を行うものとする。

### (ネットワークの構築)

第19条 市は、行動計画を総合的に推進するため、関係機関との連絡調整を図り、子どもとその家庭への支援のためのネットワークを構築するものとする。

## 第6章 雜則

### (広報)

第20条 市は、この条例の定める理念及び内容について、市民の理解を深めるよう、広報活動により広く周知を図るものとする。

### (意見の反映)

第21条 市は、子どもとその家庭への支援のあり方について広く意見を聴取し、市民の意見を施策に反映するよう努めるものとする。

### (委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 資料2 調布市子ども・子育て会議条例

平成25年12月17日  
条例第47号

### 目次

- 第1条 設置
- 第2条 定義
- 第3条 所掌事務
- 第4条 組織
- 第5条 委員の任期
- 第6条 会長及び副会長
- 第7条 招集
- 第8条 定足数及び表決数
- 第9条 意見の聴衆等
- 第10条 庶務
- 雑則
- 附則

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、調布市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
(1) 子ども 法第6条第1項に規定する子どもをいう。  
(2) 保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。  
(3) 子ども・子育て支援 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。

#### (所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他市長が必要と認める事務を処理するものとする。

#### (組織)

第4条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。  
(1) 市民 3人以内  
(2) 子どもの保護者 4人以内  
(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 5人以内  
(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 8人以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第8条 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、子ども・子育て会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を子ども・子育て会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども生活部において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

---

### 資料3 調布市子ども・子育て支援事業計画策定体制及びプロセス

---

#### 1 平成26年度調布市子ども・子育て会議委員名簿

委員19人、オブザーバー1人（うち公募による市民委員3人）

（敬称略、順不同）

会長	学識経験者（白百合女子大学 教授）	高橋 貴志
委員	調布市民生児童委員協議会	原 喜代子
委員	調布市保育園協会	渡邊 邦康
委員	調布私立幼稚園協会	増田 昭一
委員	調布市保育園父母の会連絡協議会	舛田 真理
委員	調布市私立幼稚園PTA連合会	鈴田 佳世
委員	NPO法人調布心身障害児・者親の会	田中 真由美
委員	調布市公立小学校長会	辻 久恵
委員	調布市公立中学校長会	藤倉 正道
委員	調布市教育相談所（教育相談員）	関本 淳子
委員	調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会	館沼 洋
委員	調布市公立学校PTA連合会	小寺 浩二
委員	調布市学童保育連絡協議会	大平 勉
委員	東京都多摩児童相談所	影山 孝
委員	調布市認証保育所事業者連絡会	宮武 慎一
委員	民間学童クラブ施設長	細田 美帆子、都築 康子※
委員	公募市民	村山 洋子
委員	公募市民	新井 宗弘
委員	公募市民	平井 香織
オブザーバー	グループ型保育施設運営事業者	紀乃 のりこ

※民間学童クラブ施設長については、第4回会議より出席者変更。

## 2 調布市子ども・子育て支援事業計画の策定プロセス

会議開催回数　全18回

平成25年度	6回
平成26年度	12回

### 平成25年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
6月17日	第1回次世代育成支援協議会	○調布市の子ども・子育て施策の現状について ○子ども・子育て支援新制度について
7月23日	第2回次世代育成支援協議会	○学童クラブとユーフォーの効率的運営について ○平成25年度調布市子ども基金助成事業について ○子ども・子育て支援新制度について
9月26日	第3回次世代育成支援協議会	○調布っ子すこやかプラン平成24年度実施状況について ○子ども・子育て支援新制度について ○学童クラブとユーフォーの効率的運営について
11月5日	第4回次世代育成支援協議会	○子ども・子育て支援新制度について ○学童クラブとユーフォーの効率的運営について
平成26年1月27日	第5回次世代育成支援協議会	○子ども・子育て支援新制度について
平成26年3月27日	第6回次世代育成支援協議会	○保育緊急確保事業について ○子ども・子育て支援新制度について

## 平成 26 年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
5月 13 日	第1回子ども・子育て会議	○保育・教育に係るニーズ量について
6月 10 日	第2回子ども・子育て会議	○保育・教育に係るニーズ量について ○地域子育て支援事業に係るニーズ量について
6月 24 日	第3回子ども・子育て会議	○保育・教育に係るニーズ量について ○地域子育て支援事業に係るニーズ量について ○各種基準案について
7月 8 日	第4回子ども・子育て会議	○保育・教育に係るニーズ量について ○地域子育て支援事業に係るニーズ量について ○各種基準案について
7月 28 日	第5回子ども・子育て会議 (次世代育成支援協議会と合同実施)	○保育・教育に係るニーズ量について ○地域子育て支援事業に係るニーズ量について ○各種基準案について (子ども基金について) ○東京都へ提出する確保方策案について
8月 26 日	第6回子ども・子育て会議	○各種基準案について ○事業計画案について
9月 25 日	第7回子ども・子育て会議 (次世代育成支援協議会と合同実施)	○事業計画案について (調布っ子すこやかプランについて)
10月 22 日	第8回子ども・子育て会議	○事業計画案について
11月 18 日	第9回子ども・子育て会議	○事業計画案について
12月 17 日	第10回子ども・子育て会議	○事業計画案について ○事業計画案のパブリック・コメント実施について
平成27年 1月 20 日	第11回子ども・子育て会議	○事業計画案について ○事業計画案のパブリックコメント実施について
平成27年 1月 22 日～2月 20 日	パブリック・コメント募集	
平成27年 3月 27 日	第12回子ども・子育て会議	○事業計画案のパブリックコメント実施後修正報告 ○事業計画策定報告

## 資料4 「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果抜粋

### 1 調査概要

#### (1) 調査の目的

調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査は、「調布市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育て支援に関する市民の生活実態や利用者のニーズを把握し、教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業等の必要量の見込み、確保施策を検討するための基礎資料を得ることを目的に実施しました。

#### (2) 調査内容

子育てに関する悩みや不安感、行政サービスなどの満足感や要望など、国で設定された項目のほか、仕事と子育ての両立や児童虐待についてなど、調布市独自の質問項目も入れました。全ての質問項目および調査結果については、「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書(平成26年3月発行)」をご覧下さい。

#### (3) 調査対象

年齢別、地域別の分析が可能となるように、住民基本台帳より、以下の対象者について無作為抽出を行いました。

- 就学前児童の保護者
- 小学生の保護者
- 12歳から18歳の児童(主に中高生)

#### (4) 調査期間

- 平成25年11月15日から12月4日

#### (5) 調査方法

- 調査票による本人記入方式
- 郵送による配付・回収調査

#### (6) 回収結果

調査の種類	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,295	1,412	61.5%
小学生	1,615	919	56.9%
中高校生	1,447	649	44.9%
合計	5,357	2,980	

## 2 調査結果概要

### (1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

就学前児童調査

#### ①平日の定期的な教育・保育の事業の利用の有無（現在）

「利用している」が最も多く7割程度を占めている。また、子どもの年齢別にみると、0歳では「利用していない」が7割以上を占めているが、年齢が上がると「利用している」が多くなっている。

現在、利用している教育・保育の事業は、「認可保育所」が最も多く5割近く、次いで「幼稚園」が4割以上で多くなっている。

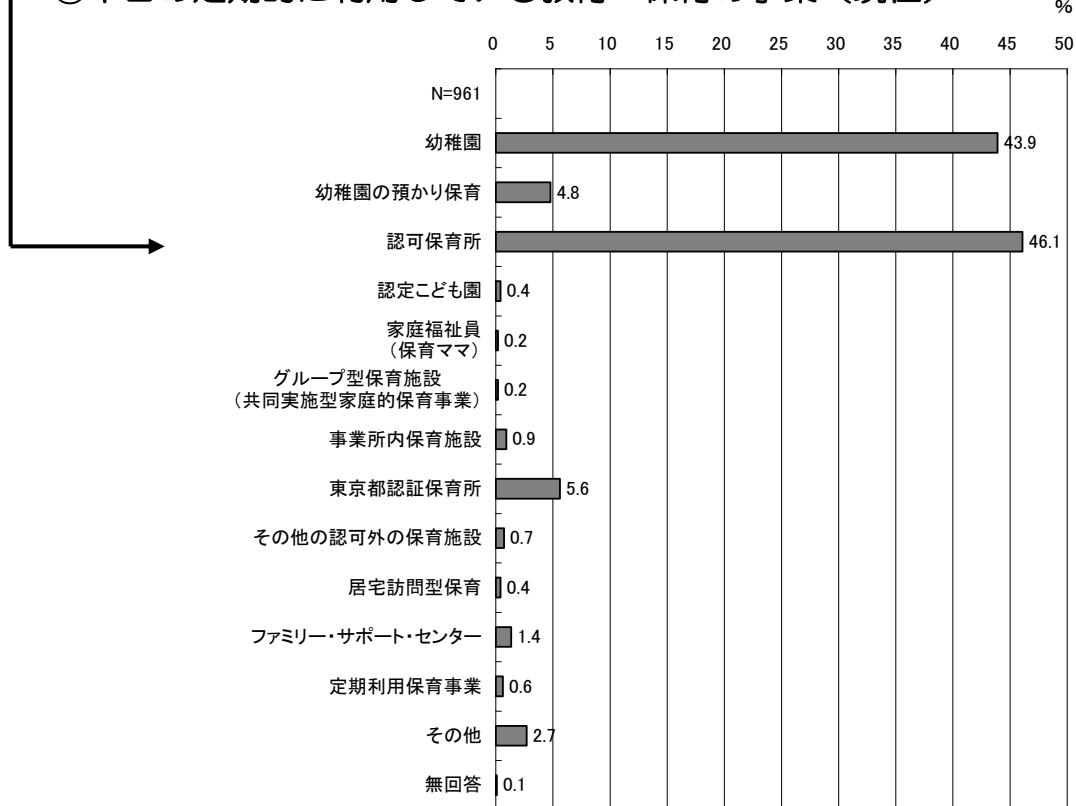


■ 利用している ■ 利用していない □ 無回答

#### ②平日の定期的な教育・保育の事業の利用の有無（現在）×子どもの年齢

	回答者数	利用している	利用していない	無回答
全体	1,398	67.9	31.7	0.4
0歳	260	26.2	73.8	0.0
1・2歳	491	50.3	49.1	0.6
3歳以上	647	98.0	1.5	0.5

#### ③平日の定期的に利用している教育・保育の事業（現在）

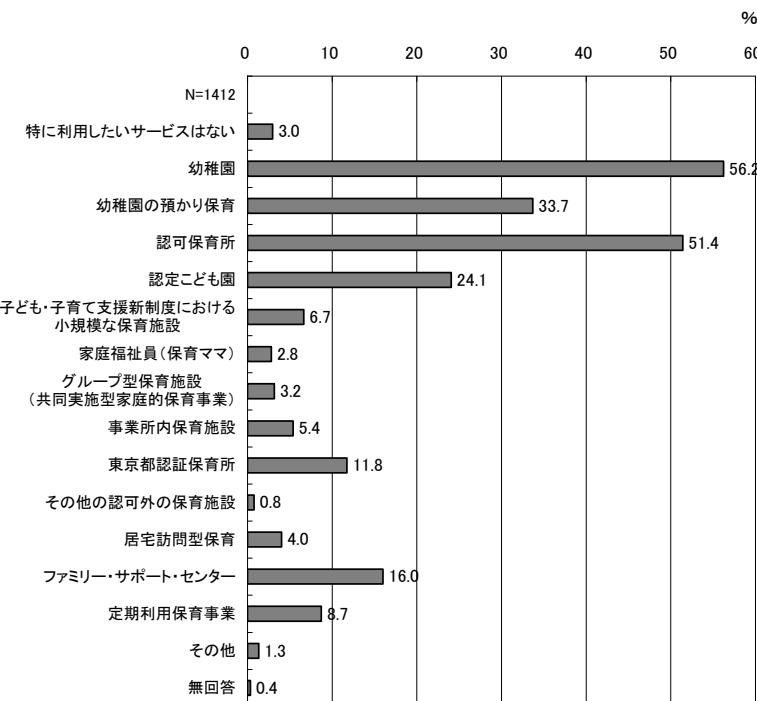


#### ④平日の定期的な教育・保育の事業（希望）

「幼稚園」が最も多く6割近くであり、次いで「認可保育所」が5割程度で多くなっている。平日の定期的な教育・保育の事業（現在）と比較して、「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」、「ファミリー・サポート・センター」などへの回答が多くなっている。

子どもの年齢別にみると、0歳、1・2歳では「認可保育所」が最も多く、次いで「幼稚園」が多くなっている。3歳以上では「幼稚園」が最も多い。

母親の就労状況別にみると、フルタイムあるいはパート・アルバイトで就労中（産休・育休・介護休業中を含む）の方は「認可保育所」が多く、次いで「認定こども園」が多く、就労していない方は「幼稚園」が最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が多い傾向がみられる。



#### ⑤平日の定期的な教育・保育の事業（希望）×子どもの年齢

	回答者数	特に利用したいサービスはない	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	子ども・子育て支援新制度における小規模な保育施設	家庭福祉員（保育ママ）	グループ型保育施設（共同実施型家庭的保育事業）	事業所内保育施設	東京都認証保育所	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	定期利用保育事業	その他	無回答
全体	1,398	3.0	56.3	33.8	51.4	24.2	6.7	2.9	3.1	5.4	11.8	0.8	4.1	15.8	8.7	1.4	0.4
0歳	260	3.1	52.3	25.0	62.7	28.8	12.3	6.5	6.2	8.5	22.7	1.2	4.6	16.5	11.2	1.9	0.4
1・2歳	491	2.4	53.2	32.0	58.2	24.4	6.5	3.3	3.9	6.5	13.6	1.0	4.9	17.1	9.4	2.0	0.4
3歳以上	647	3.4	60.3	38.8	41.6	22.1	4.5	1.1	1.4	3.4	6.0	0.5	3.2	14.5	7.3	0.6	0.3

※子どもの年齢（生年月）の無回答14件を除く

#### ⑥平日の定期的な教育・保育の事業（希望）×母親の就労状況

	回答者数	特に利用したいサービスはない	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	子ども・子育て支援新制度における小規模な保育施設	家庭福祉員（保育ママ）	グループ型保育施設（共同実施型家庭的保育事業）	事業所内保育施設	東京都認証保育所	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	定期利用保育事業	その他	無回答
全般	1,390	2.9	56.1	33.7	51.7	24.3	6.5	2.9	3.2	5.5	11.9	0.8	4.1	16.0	8.7	1.4	0.4
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	380	2.1	16.8	13.9	87.1	26.6	5.3	2.6	3.7	6.6	12.4	1.1	7.1	22.4	3.7	2.1	0.3
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	111	1.8	18.0	11.7	93.7	41.4	9.9	9.0	7.2	7.2	33.3	0.9	6.3	18.9	5.4	0.9	0.9
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない	158	4.4	52.5	34.8	60.8	27.2	7.0	2.5	3.8	3.8	8.9	0.0	2.5	12.7	8.9	0.6	0.6
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	12	0.0	16.7	8.3	66.7	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	8.3	16.7	8.3	0.0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	698	3.3	83.4	47.6	24.9	20.5	6.7	2.3	2.4	5.2	9.2	0.9	2.6	13.3	12.2	1.3	0.3
これまで就労したことない	31	3.2	93.5	48.4	16.1	12.9	6.5	0.0	0.0	0.0	9.7	0.0	0.0	6.5	3.2	0.0	0.0

## ⑦事業を希望する上で重視する条件×平日の定期的な教育・保育の事業（希望）

平日の定期的な教育・保育の事業（希望）について重視する条件を事業別にみると、幼稚園、幼稚園の預かり保育に回答した人では「教育・保育の内容や方針が希望にあう」が最も多く、次いで「教員・保育者の印象がよい」が多い傾向がみられる。認可保育所などの保育サービスに回答した人では「保育時間が利用希望にあう」が最も多く、次いで「自宅からの距離が近い」や「保育料が適切である」、「教育・保育の内容や方針が希望にあう」が多い傾向がみられる。

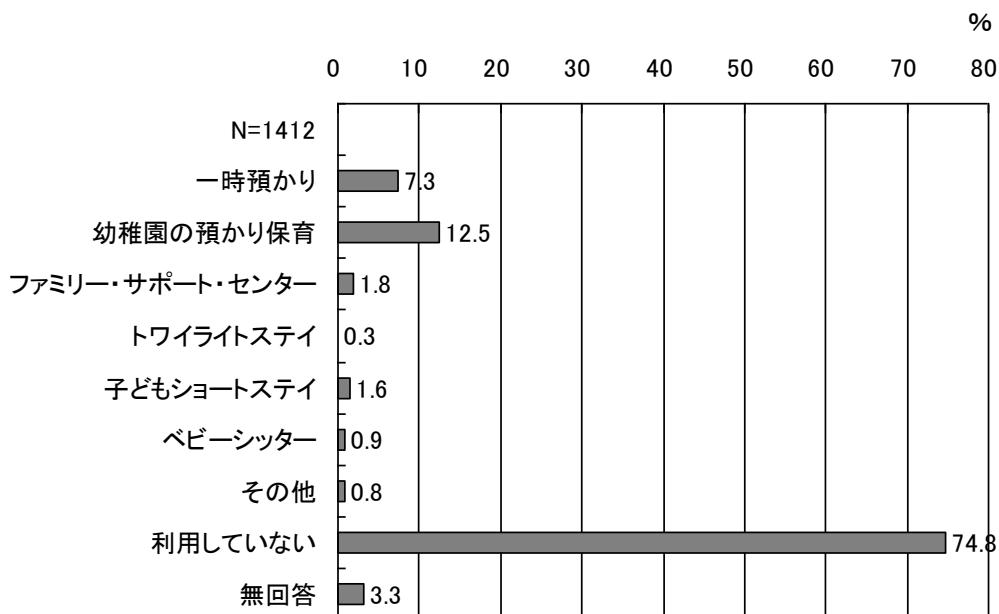
	回答者数	教育・保育の内容や方針が希望にあう	教員・保育者の印象がよい	施設や設備が充実している	園庭がある	保育時間が利用希望にあう	認可されている施設である	親が運営・行事に参加する機会が多い	保育料が適切である	自宅からの距離が近い	利用する駅や職場からの距離が近い	給食がある	通園バスがある	きょうだいが通っている	周囲の子が通っている	支援・サービスが充実している	その他	無回答
全体	1,365	71.2	65.7	58.6	63.8	63.7	44.7	59.7	4.4	69.7	17.4	48.4	21.5	22.7	9.2	22.6	1.8	0.7
幼稚園	794	84.0	71.0	60.6	65.6	53.9	38.9	55.8	4.9	66.2	11.6	35.4	33.8	20.4	13.9	20.5	1.8	0.9
幼稚園の預かり保育	476	83.6	74.8	62.2	66.8	67.2	41.0	62.4	4.6	68.7	16.0	41.0	33.2	21.4	13.7	24.4	1.7	0.4
認可保育所	726	59.2	60.6	60.2	64.7	76.9	55.2	68.3	3.7	76.2	26.9	63.6	10.3	25.9	5.1	26.7	1.8	1.0
認定こども園	340	74.1	65.0	65.3	67.1	80.0	47.6	72.1	3.5	77.4	25.6	59.7	20.9	21.8	7.6	35.6	2.4	0.6
子ども・子育て支援新制度における小規模な保育施設	94	72.3	64.9	62.8	56.4	85.1	51.1	74.5	5.3	75.5	34.0	56.4	21.3	19.1	7.4	43.6	2.1	1.1
家庭福祉員（保育ママ）	40	70.0	70.0	55.0	40.0	92.5	45.0	72.5	10.0	80.0	40.0	47.5	5.0	17.5	0.0	37.5	5.0	0.0
グループ型保育施設（共同実施型家庭的保育事業）	45	82.2	68.9	57.8	48.9	91.1	40.0	75.6	6.7	82.2	35.6	53.3	6.7	20.0	0.0	35.6	4.4	0.0
事業所内保育施設	76	72.4	63.2	68.4	63.2	84.2	48.7	78.9	1.3	76.3	46.1	60.5	22.4	19.7	7.9	42.1	2.6	1.3
東京都認証保育所	166	71.7	74.7	66.9	54.2	85.5	51.8	68.1	3.0	81.3	42.2	59.6	19.9	19.9	9.0	40.4	3.0	1.2
その他の認可外の保育施設	11	63.6	63.6	54.5	27.3	90.9	18.2	72.7	9.1	72.7	27.3	63.6	18.2	9.1	0.0	36.4	0.0	0.0
居宅訪問型保育	57	73.7	73.7	56.1	49.1	82.5	35.1	71.9	1.8	75.4	29.8	54.4	7.0	21.1	5.3	38.6	3.5	0.0
ファミリー・サポート・センター	226	67.7	64.6	56.2	58.4	77.9	46.5	70.8	4.9	73.5	23.0	54.0	15.0	27.4	8.0	30.5	1.8	0.0
定期利用保育事業	123	78.0	73.2	61.0	53.7	75.6	47.2	74.0	4.1	77.2	26.8	47.2	24.4	16.3	8.1	37.4	1.6	0.8
その他	19	47.4	78.9	57.9	47.4	68.4	42.1	84.2	5.3	89.5	10.5	52.6	21.1	5.3	5.3	42.1	5.3	0.0

## （2）お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

就学前児童調査

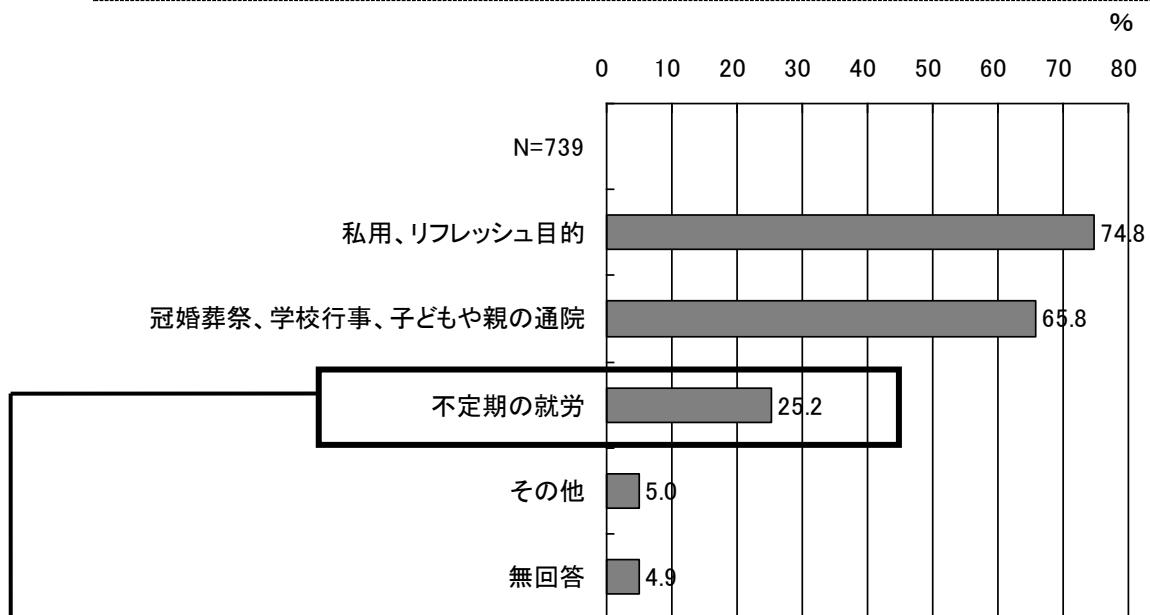
### ①私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業

「利用していない」が最も多く7割以上を占めている。利用している中では「幼稚園の預かり保育」、「一時預かり」が多く1割程度である。

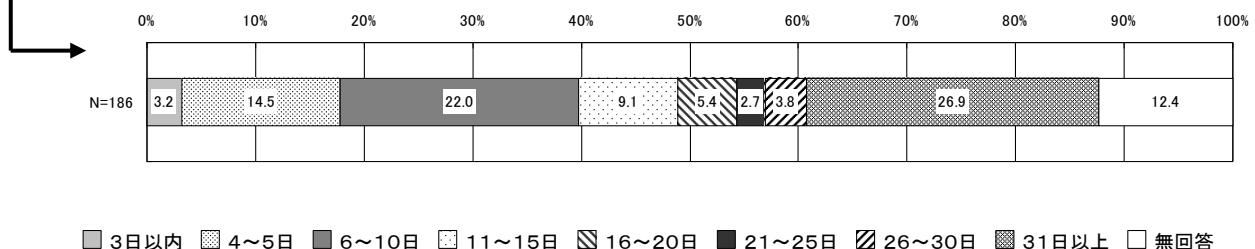


## ②事業の利用目的

「私用、リフレッシュ目的」が最も多く7割以上である。次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院」が7割近くで多い。



### ②-1 不定期の就労を目的とする日数の合計

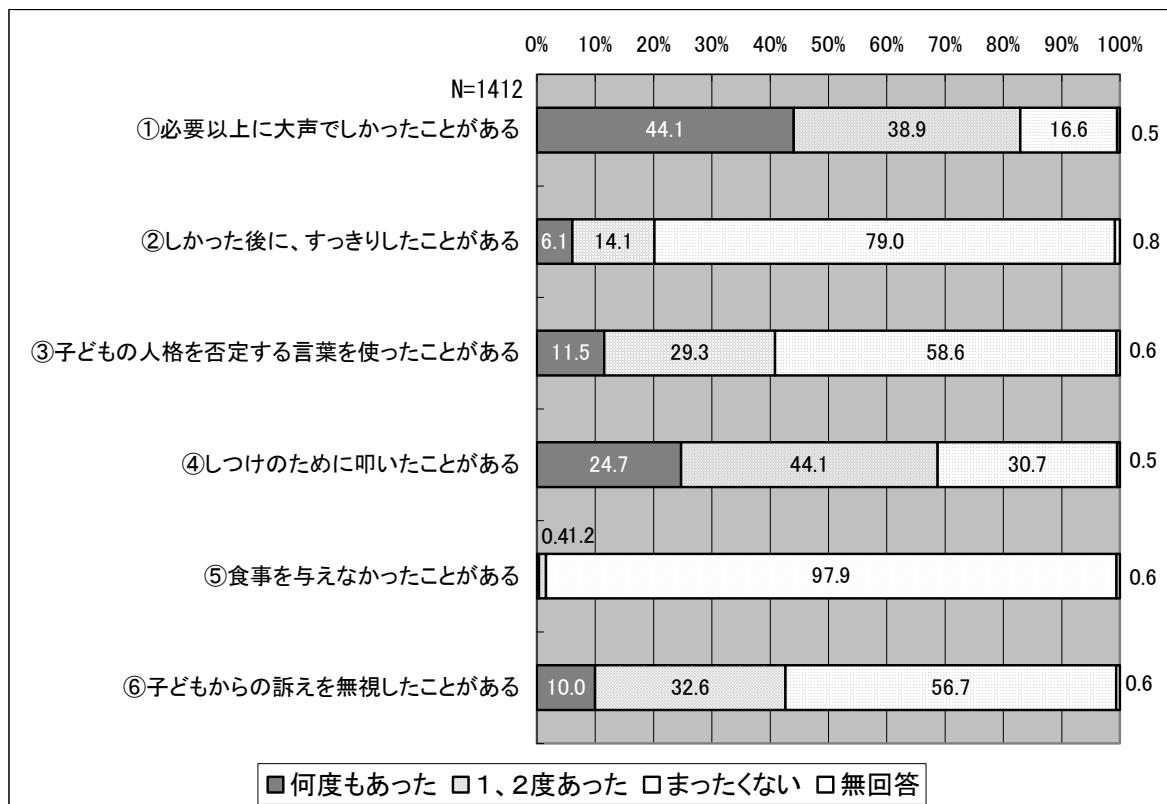


■ 3日以内 ■ 4~5日 ■ 6~10日 ■ 11~15日 ■ 16~20日 ■ 21~25日 ■ 26~30日 ■ 31日以上 □ 無回答

### (3) 児童虐待について

### 就学前児童調査

「何度もあった」が多い順にみると、「必要以上に大声でしかったことがある」が4割以上である。次いで「しつけのために叩いたことがある」が多く2割以上である。「子どもの人格を否定する言葉を使ったことがある」、「子どもからの訴えを無視したことがある」はそれぞれ1割程度である。「食事を与えなかつたことがある」はほとんどない。

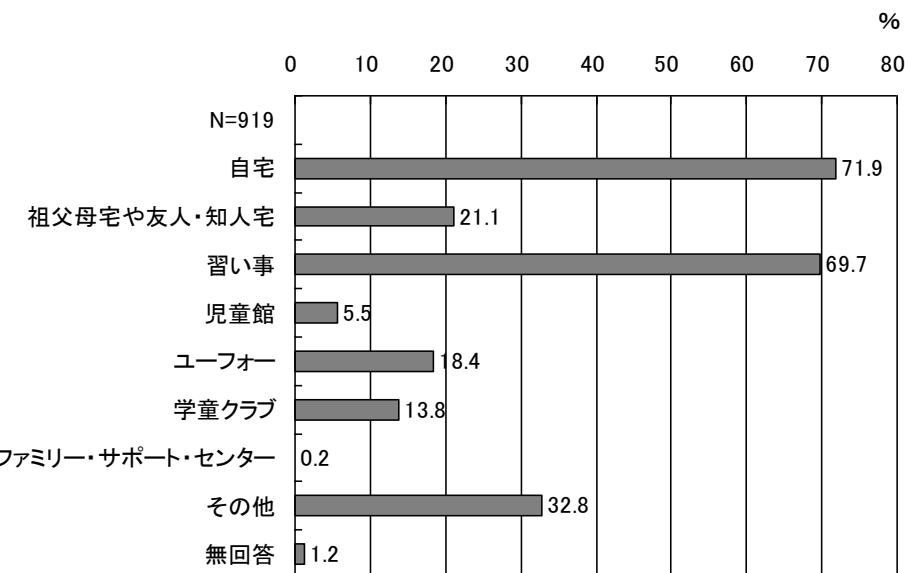


## (4) お子さんの放課後の過ごし方について

小学生調査

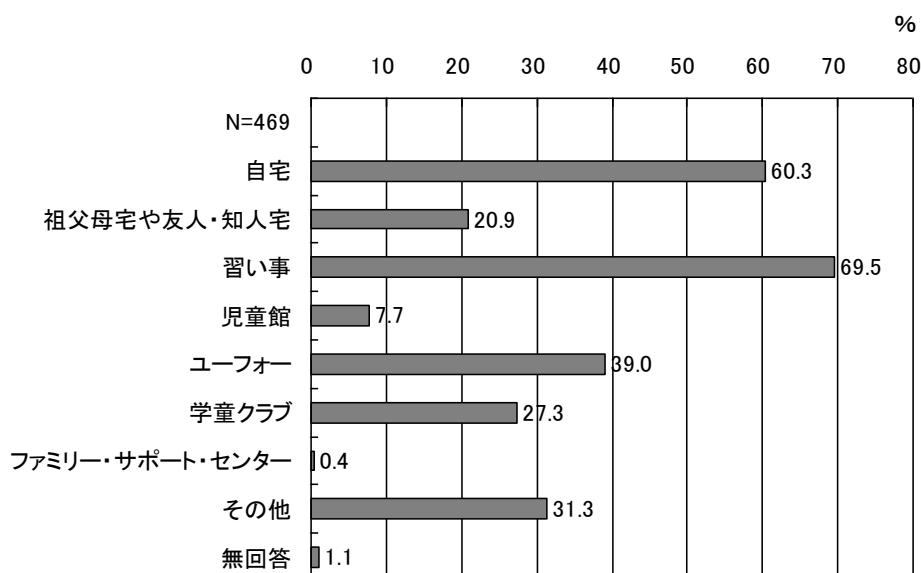
## ①放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごしている場所（現在）

「自宅」と「習い事」が特に多く7割程度である。次いで「祖父母宅や友人・知人宅」、「ユーフォー」が2割程度で多い。



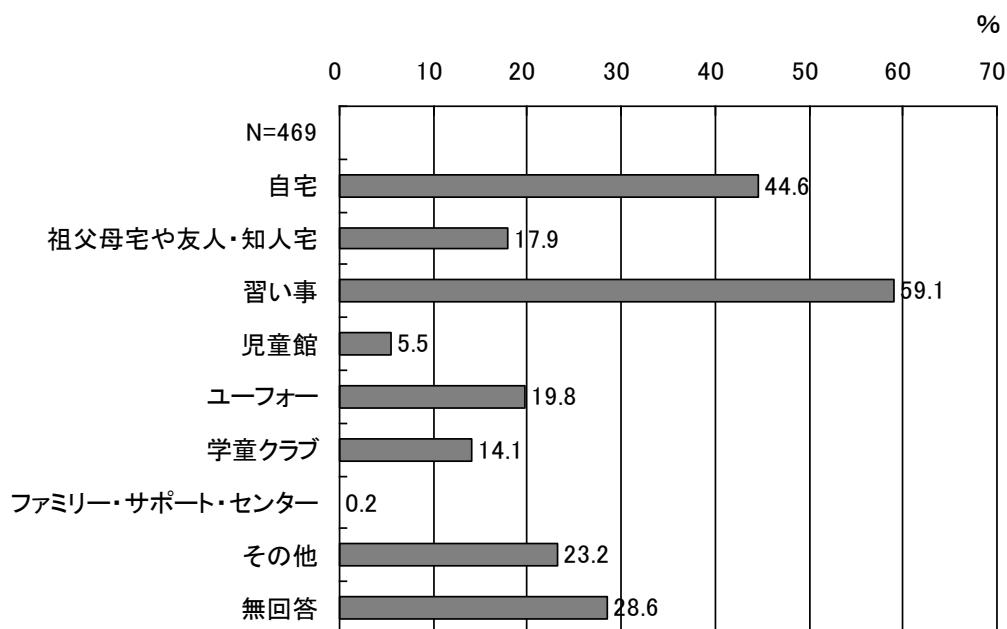
## ②放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うか。（小学校低学年1～3年生の方の希望）

「習い事」が最も多く、約7割である。次いで、「自宅」が約6割、「ユーフォー」が約4割、「学童クラブ」が3割程度である。



### ③放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うか。（小学校高学年4～6年生の方の希望）

「習い事」が最も多く約6割である。次いで「自宅」が4割以上で多い。



#### ③-1 調布市内 10 地区別の小学校4～6年生の放課後過ごさせたい場所

	回答者数	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事	児童館	ユーフォー	学童クラブ	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
全体	422	45.5	19.0	60.0	5.5	20.1	14.2	0.2	24.2	27.7
第1地区	15	46.7	6.7	53.3	0.0	26.7	6.7	0.0	13.3	40.0
第2地区	50	46.0	18.0	64.0	4.0	24.0	8.0	0.0	22.0	28.0
第3地区	41	51.2	22.0	68.3	2.4	22.0	26.8	0.0	12.2	17.1
第4地区	50	48.0	28.0	60.0	4.0	20.0	10.0	0.0	22.0	28.0
第5地区	18	38.9	16.7	66.7	0.0	27.8	11.1	0.0	22.2	27.8
第6地区	49	49.0	24.5	67.3	14.3	24.5	16.3	0.0	28.6	22.4
第7地区	75	33.3	16.0	50.7	5.3	14.7	12.0	0.0	28.0	36.0
第8地区	56	50.0	16.1	58.9	7.1	16.1	21.4	1.8	30.4	25.0
第9地区	44	45.5	15.9	61.4	4.5	15.9	13.6	0.0	20.5	29.5
第10地区	24	54.2	16.7	50.0	4.2	25.0	8.3	0.0	33.3	25.0

## (5) 子育て環境や支援への満足度について

### ①就学前児童

「どちらともいえない」が最も多いが、「低い」と「やや低い」の合計は4割程度であり、「高い」と「やや高い」の合計の約2割を上回っている。  
子どもの年齢別にみると、0歳で、比較的満足度が高い傾向がみられる。

	回答者数	低い	やや低い	どちらともいえない	やや高い	高い	無回答
全体	1,398	13.6	27.5	36.9	18.5	2.3	1.2
0歳	260	13.8	27.7	30.0	22.7	4.2	1.5
1・2歳	491	15.5	28.5	36.5	17.3	1.4	0.8
3歳以上	647	12.1	26.7	40.0	17.6	2.2	1.4

### ②小学生児童

「どちらともいえない」が最も多いが、「低い」と「やや低い」の合計と「高い」と「やや高い」の合計では、いずれも3割近い回答となっている。  
子どもの年齢別にみると、3年生、4年生で、比較的満足度が低い傾向がみられる。

	回答者数	低い	やや低い	どちらともいえない	やや高い	高い	無回答
全体	910	7.1	19.6	46.8	22.9	2.9	0.8
1年生	160	7.5	25.0	41.3	23.8	2.5	0.0
2年生	162	4.3	21.6	45.7	25.9	1.9	0.6
3年生	147	7.5	22.4	46.3	17.0	5.4	1.4
4年生	149	7.4	20.8	50.3	18.1	2.7	0.7
5年生	144	7.6	13.2	50.0	25.0	2.1	2.1
6年生	148	8.8	13.5	48.0	27.0	2.7	0.0

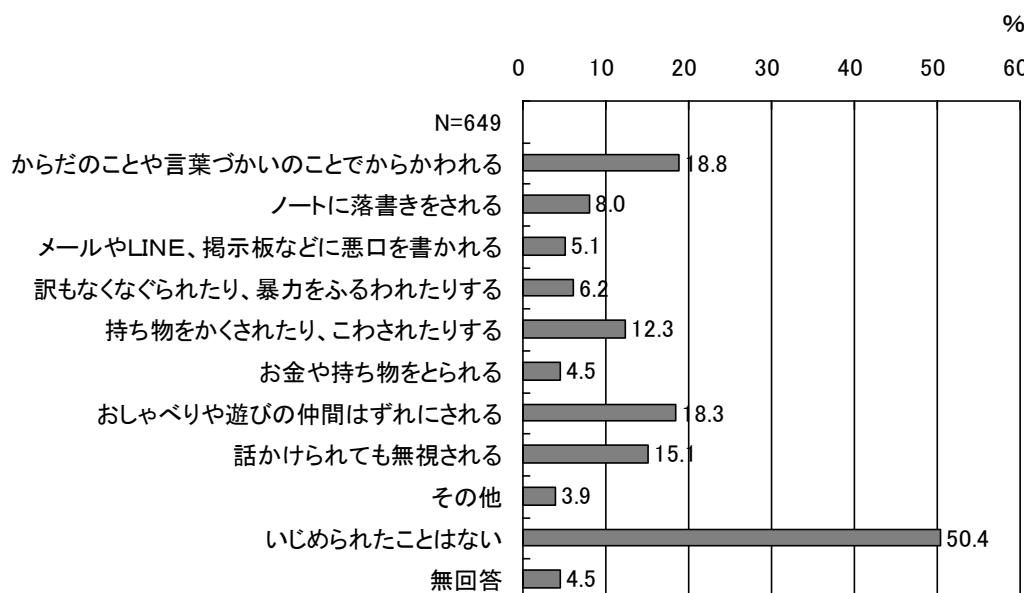
## (6) 中高生のいじめについて

中高生調査

### ①いじめについて、あなたが「何回かされたこと」

「いじめられたことはない」との回答が5割程度である。何回かされたことの中では、「からだのことや言葉づかいのことでからかわれる」、「おしゃべりや遊びの仲間はずれにされる」、「話かけても無視される」の順に多い。

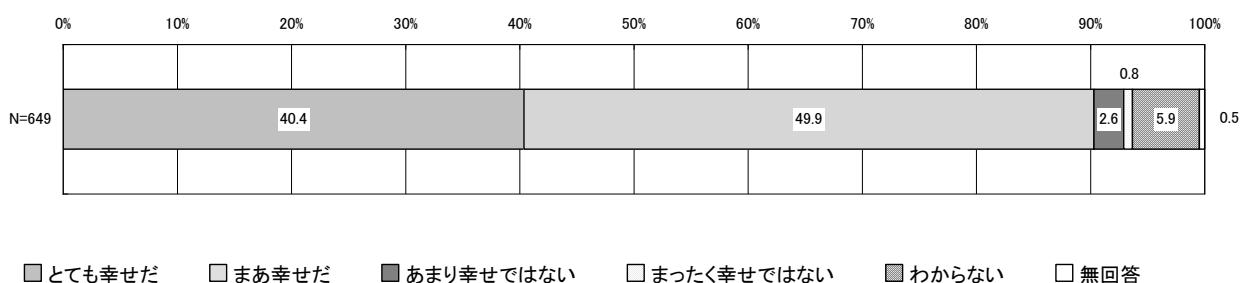
前回調査と比較すると、「いじめられたことはない」(前回 35.9%) が増加しており、その他いじめに関する項目については全体的に減少している。



## (7) 中高生の幸福感について

「まあ幸せだ」が最も多く、約5割を占めている。次いで「とても幸せだ」が多く約4割を占めており、合計で約9割を占めている。

前回調査と比較すると「とても幸せだ」(前回 30.4%) が増加している。



## 資料5 「調布市児童虐待防止マニュアル」概要

### 1 策定概要

「子どもが安全で幸せであるように」そのことを願い、調布市児童虐待防止マニュアルを平成17年度に策定しました。市では、平成19年2月に調布市要保護児童対策地域協議会が設置され、虐待通告から緊急対応、調査、ケース会議、相談等のフォロー等、ネットワークでかかわることが増えました。また、平成21年3月にこのマニュアル改訂も行いました。

「通告は支援の第一歩」であり、子どもたちが地域ですこやかに暮していくように、保育園、幼稚園等の関係機関にも配布しています。

### 2 調布市児童虐待防止マニュアル抜粋

#### (1) まず知りましょう、虐待について

虐待であるかどうかの判断は「子ども自身が苦痛を感じているかどうか」で判断しましょう。現在の法律では虐待のタイプとして以下の4つのものがあると考えられます。

##### ア 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること  
(殴る、蹴る、突き飛ばす、冬に戸外に閉め出すなど)

##### イ ネグレクト

心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者としての監護を著しく怠ること

(病気であるが医師にみせない、衣食住の世話をせずに放置するなど)

##### ウ 心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、家庭内における配偶者に対する暴力、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと  
(ひどい言葉で子どもを傷つける、極端な無視など心理的な傷を負わせる)

##### エ 性的虐待

わいせつな行為をすること又はさせること  
(異性への極端な嫌悪感を植えつけるなど大きな傷を残します)

## (2) 予防するために

なぜ虐待が起きるのか、発生の可能性を高める要因と防止するようにはたらく要因について

### ア リスク要因

以下のことが複合した時に虐待に発展しやすいと考えられています。しかし、必ず虐待を引き起こすというわけではありません。

子ども自身の特長：子どもの気質、慢性疾患や障害、未熟児など

親の問題：親の乱暴、衝動的な性格、精神疾患、アルコール依存など

親と子どもの関係：子どもに対して強い拒否感、嫌悪感

家庭の状況：経済的困難、夫婦の不和、家族の病気、地域社会からの孤立

### イ 補償要因

リスクがあっても、以下のような要因があれば、虐待を防止するようにはたらくと考えられています。親が孤立しないよう、困難を自分で抱え込まないよう、地域の人たちの理解と支えが必要とされます。

個人では：過去に受けた虐待の自覚、親とよい関係をもっていた、対人関係がよいなど

家族では：健康な子どもたち、支持的な配偶者、協力的な親族、経済的安定

地域では：十分な社会的支援、仲間や地域との関係、相談機関等の関わり

文化では：地域の子どもたちをともに育てるという感覚を促進する文化

## (3) 気づくためのチェックリスト

子どもの虐待に早く気づくには、ちょっとしたサインを見逃さないことが大切です。次のようなサインに気づいたら、相談して、子どもを守ることを考えて下さい。

### ア 子どもの身体的状況

（打撲傷、火傷、年少者の妊娠、汚れ、におい、低身長、低体重など）

### イ 子どもの精神・行動面の状況

（子どもらしさがない、元気がない、情緒不安定、家に帰りたがらないなど）

### ウ 保護者の子どもへの関わり方

（抱かない、発達にそぐわない厳しいしつけ、イライラを子どもにぶつける、子どもの健康状態に关心が低い、学校や幼稚園等に行かせないなど）

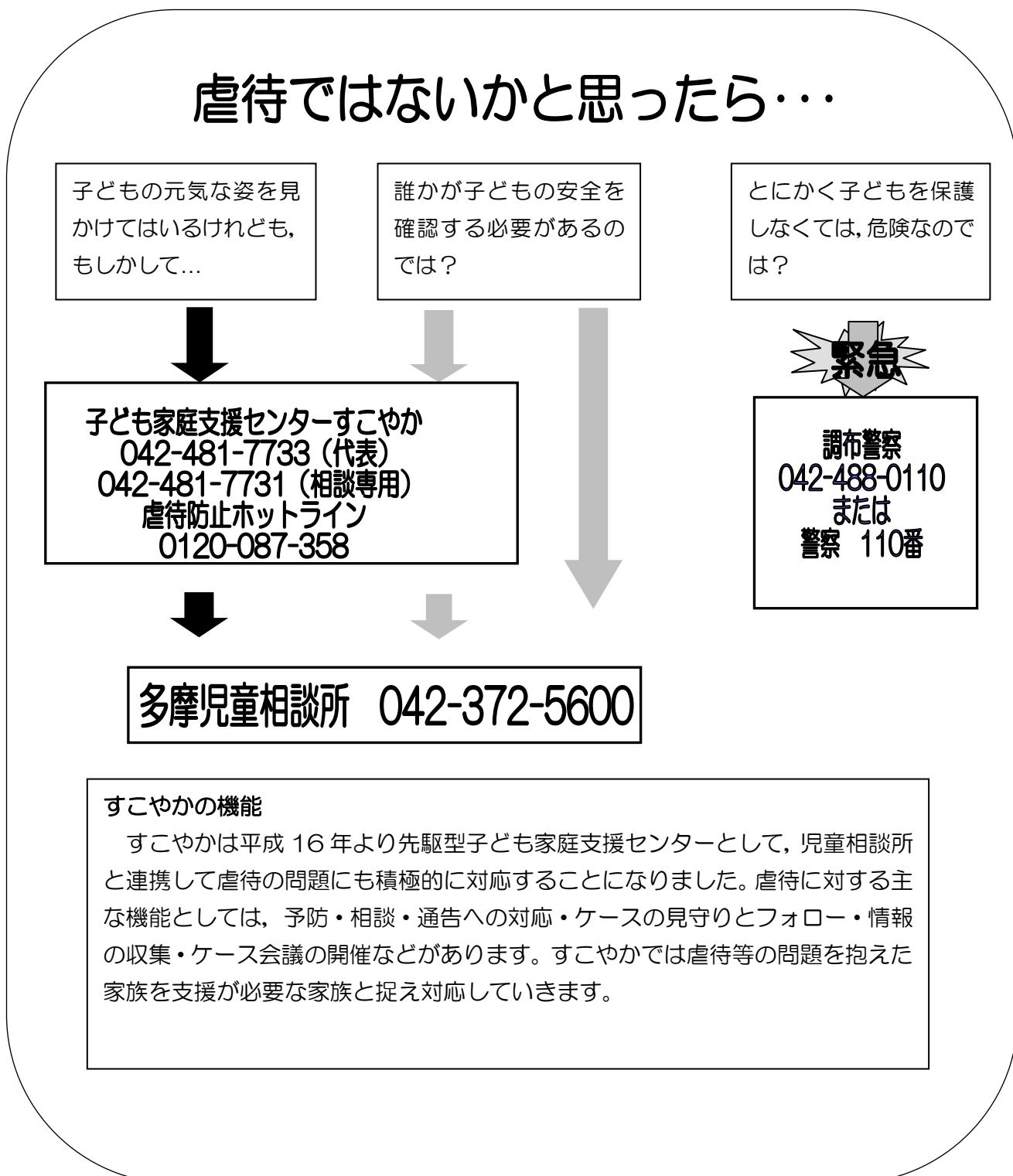
### エ 保護者の状態

（アルコール・薬物問題、地域や親族からの孤立、援助を受け入れないなど）

#### (4) 情報提供の流れ

虐待に気づいても、抱え込んでしまうことがあります。問題が深刻にならないうちに解決するには、早い時期に専門的な機能をもった機関と協力していくことが不可欠です。

##### 【通告の原則】



## 資料6 子ども・子育てに関する各種相談体制

### 【年齢別・分野別・相談先一覧】

乳児	その他の就学前児童	小学生	中学生	高校生
子育て相談	保健セイハター（乳児）	保健セイハター（小児）	保健セイハター（中学生）	保健セイハター（高校生）
健診相談・発達相談	東京都保健同・母と子の健診相談室（小児健診相談） 多摩児童相談セイハター（小児健診相談）	東京都保健セイハター（小児健診相談） 小児科医による健診相談（予約制）	東京都保健セイハター（中学生健診相談） 小児科医による健診相談（予約制）	東京都保健セイハター（高校生健診相談） 小児科医による健診相談（予約制）
学校支援	東京都保健同・母と子の健診相談室（小児健診相談） 多摩児童相談セイハター（小児健診相談）	東京都保健セイハター（小児健診相談） 小児科医による健診相談（予約制）	東京都保健セイハター（中学生健診相談） 小児科医による健診相談（予約制）	東京都保健セイハター（高校生健診相談） 小児科医による健診相談（予約制）
教育相談	東京都保健セイハター（小児健診相談） 多摩児童相談セイハター（小児健診相談）	東京都保健セイハター（小児健診相談） 小児科医による健診相談（予約制）	東京都保健セイハター（中学生健診相談） 小児科医による健診相談（予約制）	東京都保健セイハター（高校生健診相談） 小児科医による健診相談（予約制）
児童虐待・DVに関する相談	東京都児童虐待相談セイハター（小児虐待相談） 多摩児童虐待相談セイハター（小児虐待相談）	東京都児童虐待相談セイハター（小児虐待相談） 多摩児童虐待相談セイハター（小児虐待相談）	東京都児童虐待相談セイハター（中学生虐待相談） 多摩児童虐待相談セイハター（中学生虐待相談）	東京都児童虐待相談セイハター（高校生虐待相談） 多摩児童虐待相談セイハター（高校生虐待相談）
男女共同参画推進セイハター（ソシに關する相談）	東京都児童虐待相談セイハター（小児虐待相談） 多摩児童虐待相談セイハター（小児虐待相談）	東京都児童虐待相談セイハター（小児虐待相談） 多摩児童虐待相談セイハター（小児虐待相談）	東京都児童虐待相談セイハター（中学生虐待相談） 多摩児童虐待相談セイハター（中学生虐待相談）	東京都児童虐待相談セイハター（高校生虐待相談） 多摩児童虐待相談セイハター（高校生虐待相談）

## 【相談連絡先一覧】

## ◎子育て相談

機関名	電話	所在地
調布市子ども家庭支援センター すこやか	042-481-7733 (代表)	調布市国領町3-1-38 ココスクエア2階
	042-481-7731 (相談専用)	
	0120-087-358 (虐待防止ホットライン)	
各民生児童委員 (所管: 福祉総務課)	各地区の委員へ問い合わせ (所管: 042-481-7101)	調布市小島町2-35-1 調布市役所3階
東京都多摩児童相談所	042-372-5600	多摩市諏訪2-6
東京都児童相談センター	03-3366-4152 (よいこに電話相談)	新宿区北新宿4-6-1 (東京都子供家庭総合センター内)
東京都福祉保健局	03-3568-3711 (TOKYO 子育て情報サービス)	新宿区西新宿2-8-1 (少子社会対策部家庭支援課母子保健係)
子育てひろば	オリンピア保育園	0120-820-323
	東京 YWCA まきば保育園	042-483-5151
	つつじヶ丘児童館	042-499-8951
	東部児童館	03-3307-6155
	国領児童館	042-485-8488
	多摩川児童館	042-499-2055
	深大寺児童館	042-488-7266
	富士見児童館	042-499-3537
	佐須児童館	042-481-7470
	西部児童館	042-484-7111
	緑ヶ丘児童館	03-3300-6331
	調布ヶ丘児童館	042-499-8777
保育園	染地児童館	042-499-1682
	宮の下保育園	042-486-5682
	上石原保育園	042-484-0234
	富士見保育園	042-481-7671
	下布田保育園	042-481-7668
	神代保育園	042-485-3103
	東部保育園	03-3307-2081
	金子保育園	042-483-4410
	第五保育園	042-484-2200

◎健康相談・発達相談

機関名	電話	所在地
調布市文化会館たづくり西館 保健センター	042-441-6081 (子どもの相談室/ 子ども歯科相談室)	調布市小島町2-33-1 調布市文化会館たづくり西館4階
東京都福祉保健局	03-5285-8898 (母と子の健康相談室 (小児救急相談))	新宿区西新宿2-8-1 (少子社会対策部家庭支援課母子保健係)
東京都児童相談センター	03-3366-4152 (よいこに電話相談)	新宿区北新宿4-6-1 (東京都子供家庭総合センター内)
東京都多摩児童相談所	042-372-5600	多摩市諒訪2-6
調布市子ども発達センター	042-486-1190 (代表)	調布市西町290-49
	042-486-3200 (相談専用)	
調布市子ども家庭支援センター すこやか	042-481-7733 (代表)	調布市国領町3-1-38 ココスクエア2階
	042-481-7731 (相談専用)	

◎学校支援・教育相談

機関名	電話	所在地
教育支援コーディネーター室	042-481-7718	調布市小島町2-36-1 教育会館5階
教育相談所	042-481-7633	調布市小島町2-36-1 教育会館6階
東京都教育相談センター	03-5331-8288 (いじめ相談ホットライン)	新宿区北新宿4-6-1 (東京都子供家庭総合センター内)
	03-3360-8008 (相談用)	
各学校のスクールカウンセラー (所管：教育相談所)	各学校へ問い合わせ (所管：042-481-7633)	調布市立小学校20校 調布市立中学校8校

◎児童虐待・DVに関する相談

機関名	電話	所在地
調布市子ども家庭支援センター すこやか	0120-087-358 (虐待防止ホットライン)	調布市国領町3-1-38 ココスクエア2階
東京都多摩児童相談所	042-372-5600	多摩市諒訪2-6
東京都児童相談センター	03-3366-4152 (よいこに電話相談)	新宿区北新宿4-6-1 (東京都子供家庭総合センター内)
男女共同参画推進センター	042-443-1213	調布市国領町2-5-15 コクティー3階